社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修等経費）補助金交付要綱実施細目

平成２１年１２月７日
２１福保子計第４７５号
少子社会対策部長決定
（一部改正）平成２４年３月３０日
２３福保子計第８９５号
少子社会対策部長決定
（一部改正）平成２５年７月８日
２５福保子計第２２２号
少子社会対策部長決定
（一部改正）平成２６年１１月１４日
２６福保子計第６４７号
少子社会対策部長決定
（一部改正）平成２７年９月８日
２７福保子計第２９０号
少子社会対策部長決定
（一部改正）平成２８年９月３０日
２８福保子計第８１９号
少子社会対策部長決定
（一部改正）令和３年６月２３日
３福保子計第３２５号
少子社会対策部長決定
（一部改正）令和４年１１月１４日
４福保子計第８０２号
少子社会対策部長決定
（一部改正）令和５年９月２２日
５福保子計第３３６号
子供・子育て支援部長決定
（一部改正）令和６年１１月２７日
６福祉子企第９５８号
子供・子育て支援部長決定
（一部改正）令和７年２月１７日
６福祉子企第１４０１号
子供・子育て支援部長決定

社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修等経費）補助金の交付については、社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修等経費）補助金交付要綱（平成２１年１２月７日付２１福保子計第４７５号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

第１　交付要綱別表５（第５条関係）の別に定める補助対象面積、補助単価及び補助基準額は、次のとおりとする。

１　耐震改修費補助

⑴　補助対象面積

各事業における補助対象面積は、施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震改修を実施する延べ面積（㎡）とする。

⑵　補助単価

ア　地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの

補助単価は、６２，７００円／㎡とする。

イ　地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの

補助単価は、５７，０００円／㎡とする。

２　仮設施設整備費補助

補助基準額は施設種別ごとに、別表のとおりとする。

３　土地借料補助

補助基準額は、一施設あたり、３，０００，０００円とする。

第２　交付要綱別表５（第５条関係）の別に定める基準は、次のとおりとする。

１　地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの

⑴　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）における新耐震基準（昭和５６年６月１日施行。以下「新耐震基準」という。）前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造の構造耐震指標（以下「Ｉｓ値」という。）が０．３に満たないこと、若しくは保有水平耐力に係る指数（以下「ｑ値」という。）が０．５に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るＩｓ値がおおむね０．７を超え、かつｑ値が１．０を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

⑵　木造の建築物等

新耐震基準前の基準により建築された建物又は平成１２年５月３１日までに新築の工事に着手した平家建て若しくは２階建てで在来軸組工法の建物で、木造の構造耐震指標（以下「Ｉｗ値」という。）が０．７に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るＩｗ値がおおむね１．１を超え、又は当該補

強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

２　地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの

⑴　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

前項の基準に満たない建物のうち、建築基準法における新耐震基準前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造のＩｓ値が０．７に満たないこと、若しくはｑ値が１．０に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るＩｓ値がおおむね０．７を超え、かつｑ値が１．０を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

⑵　木造の建築物等

新耐震基準前の基準により建築された建物又は平成１２年５月３１日までに新築の工事に着手した平家建て若しくは２階建てで在来軸組工法の建物で、Ｉｗ値が０．７以上、１．１に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るＩｗ値がおおむね１．１を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

附　則

この細目は、平成２１年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、平成２７年９月８日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、平成２８年９月３０日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、令和３年６月２３日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、令和４年１１月１４日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、令和５年９月２２日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、令和６年１１月２７日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、令和７年４月１日から適用する。

別表

１　保育施設

	定員数	補助基準額
保育所 認証保育所（A型及びB型） 家庭的保育事業等実施場所 病児対応型・病後児対応型実施場所 家庭的保育事業実施場所 小規模保育事業実施施設 事業所内保育事業実施施設 認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）	２０名以下	３，２１２，０００円
	２１～３０名	３，９２０，０００円
	３１～４０名	４，７５２，０００円
	４１～７０名	６，６００，０００円
	７１～１００名	９，９００，０００円
	１０１～１３０名	１１，８８０，０００円
	１３１～１６０名	１４，８５０，０００円
	１６１～１９０名	１６，２３６，０００円
	１９１～２２０名	１８，９４２，０００円
	２２１～２５０名	２１，６４８，０００円
	２５１名以上	２４，３５４，０００円

２　児童入所施設

	補助基準額（定員一人あたり）
乳児院	３７０，０００円
母子生活支援施設	１，３７０，０００円
児童養護施設	５８０，０００円
助産施設	６６０，０００円
女性自立支援施設	７９０，０００円
自立援助ホーム	６６０，０００円
小規模住居型児童養育事業所 （ファミリーホーム）	６６０，０００円

※母子生活支援施設及び女性自立支援施設については、「１人当たり」を「１世帯当たり」と読みかえる。

３　児童厚生施設等

	補助基準額（一施設あたり）
児童厚生施設	３０，９００，０００円
学童クラブ・子育てひろば(一般型及び連携型)	１，３２２，０００円